

問 1 1 あなたは小学校に入学する前に主に誰から本（紙の本・電子書籍）を読んでもらいましたか？

（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

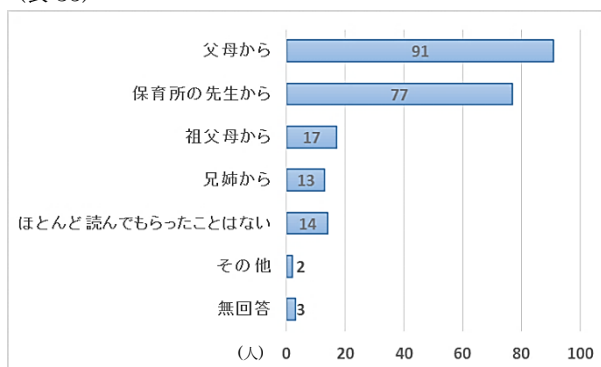
- ① 父母から
- ② 兄姉から
- ③ 祖父母から
- ④ 保育所の先生から
- ⑤ ほとんど読んでもらったことはない
- ⑥ その他

【全体集計】

主に本を読んでもらった人について最も回答が多かったのは、「父母から（91人）」で、次いで「保育所の先生から（77人）」となっている。（表 35）

その他…自分で読んでいた  
覚えていない

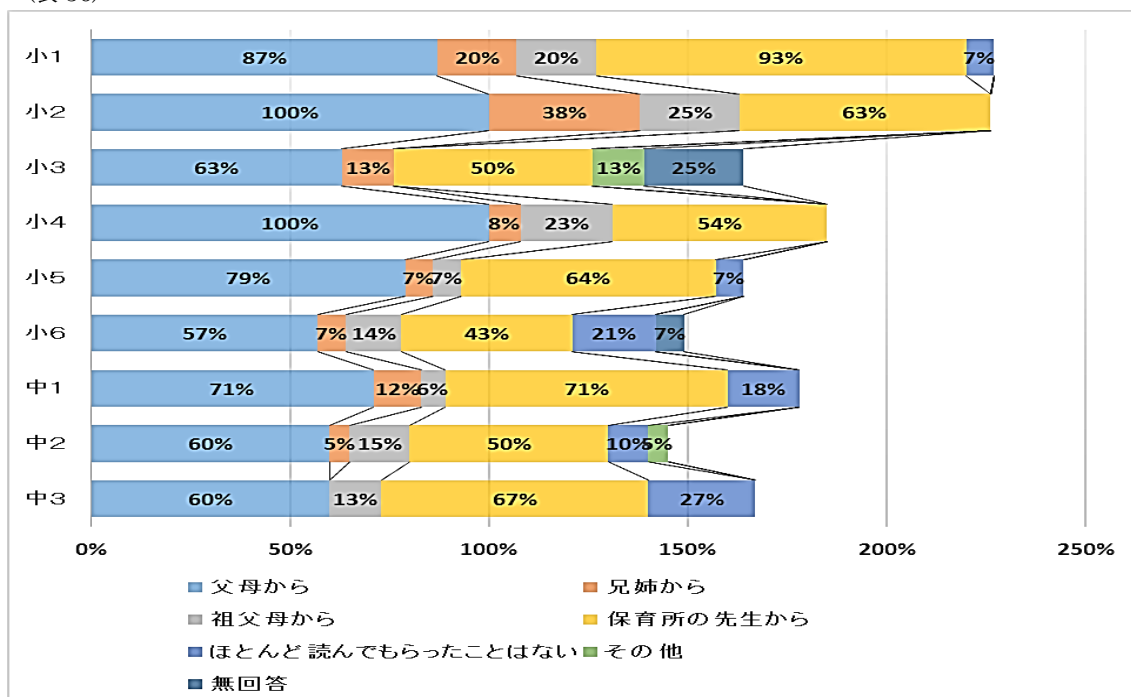
（表 35）



【学年別集計】

どの学年においても、「父母から」と「保育所の先生から」を挙げる割合が高い。（表 36）

（表 36）

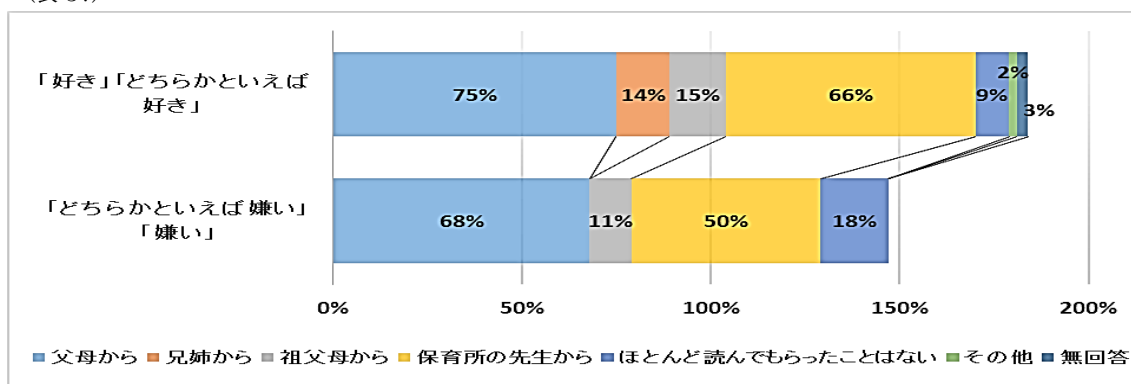


【クロス集計（問1・問11）】

読書を「好き」「どちらかといえば好き」と回答した群と「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と回答した群の小学校入学前に主に本を読んでもらった人

読書を「好き」「どちらかといえば好き」と回答した群の方が、「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の群よりも主に本を読んでもらった人を多く選択している。「好き」「どちらかといえば好き」と回答した群が平均 1.8 個選んでいるのに対して、「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の群は平均 1.5 個となっている。（表 37）

（表 37）



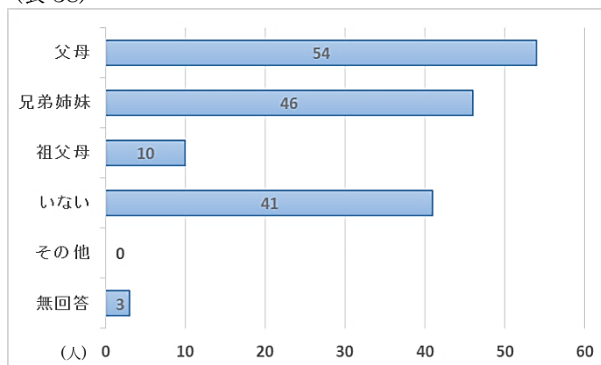
問 1 2 あなたの家族で、よく本（紙の本・電子書籍）を読んでいる人はいますか？（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

- ① 父母
- ② 兄弟姉妹
- ③ 祖父母
- ④ いない
- ⑤ その他

【全体集計】

家族でよく本を読んでいる人について最も回答が多かったのは、「父母（54人）」で、次いで「兄弟姉妹（46人）」となっている。（表 38）

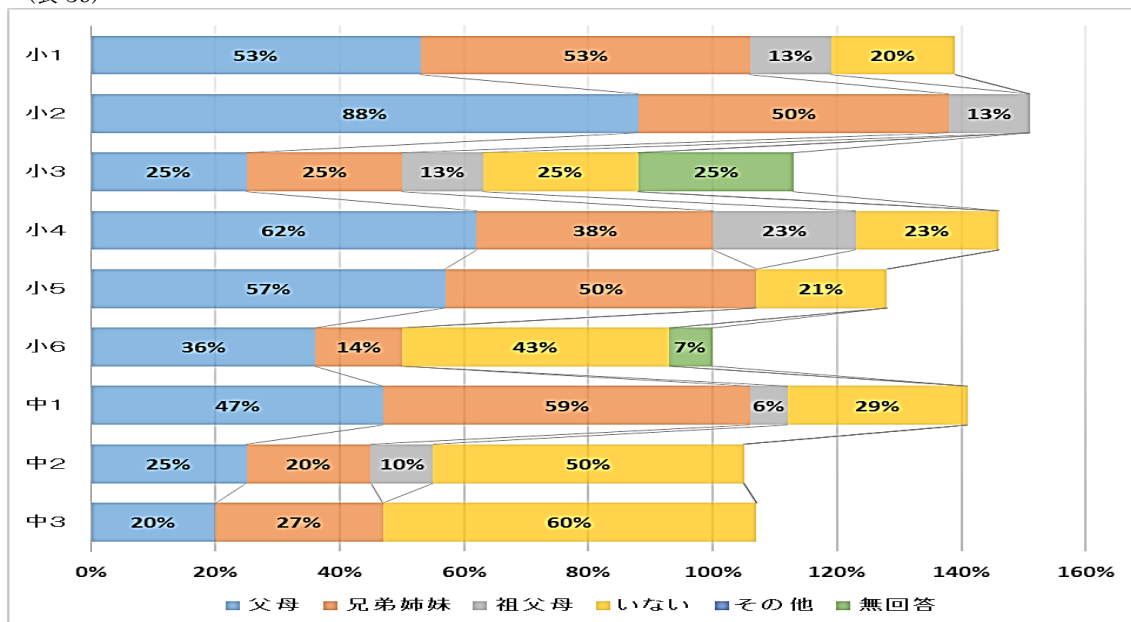
（表 38）



【学年別集計】

全体的な傾向は読み取ることにはできないが、中学生では「いない」と回答した割合がやや高い傾向が見られる。(表 39)

(表 39)

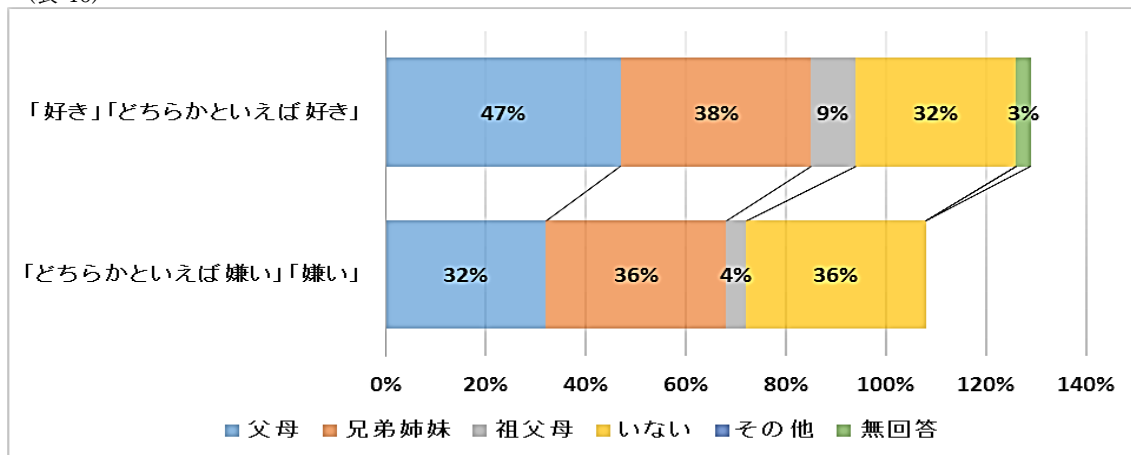


【クロス集計 (問1・問12)】

読書を「好き」「どちらかといえば好き」と回答した群と「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と回答した群の家族でよく本を読んでいる人

読書を「好き」「どちらかといえば好き」と回答した群の方が、「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の群よりも家族でよく本を読んでいる人をやや多く選択している。「好き」「どちらかといえば好き」と回答した群が平均 1.3 個選んでいるのに対して、「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の群は平均 1.1 個となっている。(表 40)

(表 40)



2 小中学生の読書活動に関する保護者アンケート調査結果  
(平成 29 年 8・9 月実施)

- 調査対象 豊頃小学校、大津小学校、豊頃中学校の児童生徒保護者
- 回答した保護者数 100 人
- 留意点 調査結果におけるパーセント表示は小数第一位を四捨五入して整数で表示しているため、合計が 100% とならないことがある。

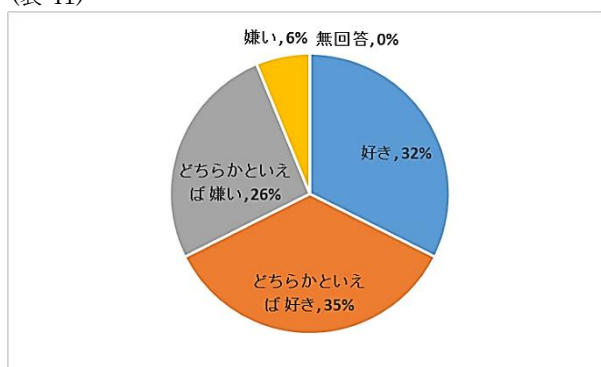
問 1 お子さんは読書が好きですか？  
(あてはまるもの 1 つに○をつけてください。)

- ① 好き
- ② どちらかといえば好き
- ③ どちらかといえば嫌い
- ④ 嫌い

【全体集計】

「好き」「どちらかといえば好き」の合計は 67% であり、「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の 32% を大きく上回っている。  
(表 41)

(表 41)

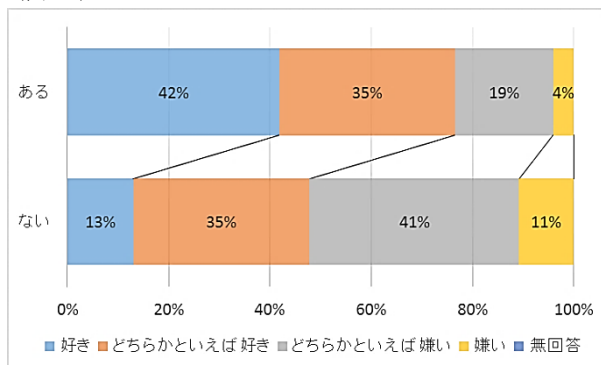


【クロス集計 (問 1・問 5)】

保護者自身が幼少期に家族から本 (絵本) を読んでもらったことが「ある」と回答した群と「ない」と回答した群のお子さんの読書の愛好度

(表 42)

保護者自身が幼少期に家族から本 (絵本) を読んでもらったことが「ある」と回答した群では、お子さんが読書を「好き」と回答した割合が高く、「ない」と回答した群では、「どちらかといえば嫌い」と回答した割合が高い。(表 42)

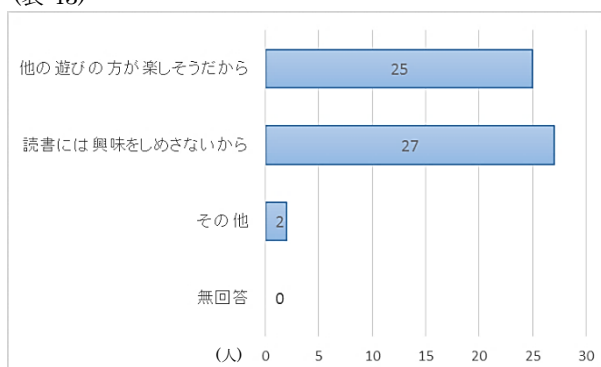


問1-1 どちらかといえば嫌い・嫌いの理由があれば教えてください。  
(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- ① 他の遊びの方が楽しそうだから
- ② 読書には興味をしめさないから
- ③ その他

「問1」で「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と回答した47人に理由を尋ねたところ、「読書には興味を示さないから(27人)」、「他の遊びの方が楽しそうだから(25人)」となる。(表43)

(表43)



その他…マンガ本はよく読んでいる。児童書系は好まない。  
読ませてこなかったの、読もうとしない。

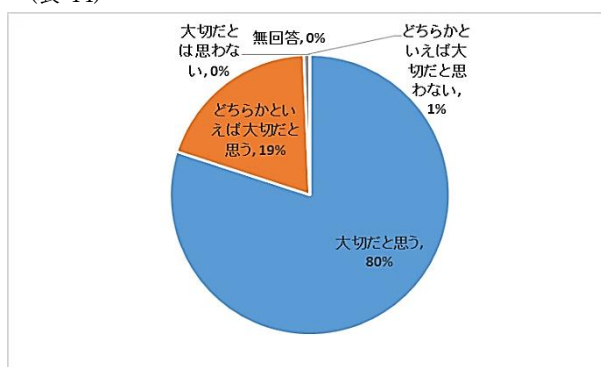
問2 あなたはお子さんが本を読む(読み聞かせも含む)ことは大切だと思いますか？(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

- ① 大切だと思う
- ② どちらかといえば大切だと思う
- ③ どちらかといえば大切だと思わない
- ④ 大切だとは思わない

【全体集計】

「大切だと思う(80%)」「どちらかといえば大切だと思う(19%)」を合わせて99%となる。「どちらかといえば大切だと思わない」は1%で「大切だとは思わない」の回答は0%である。(表44)

(表44)



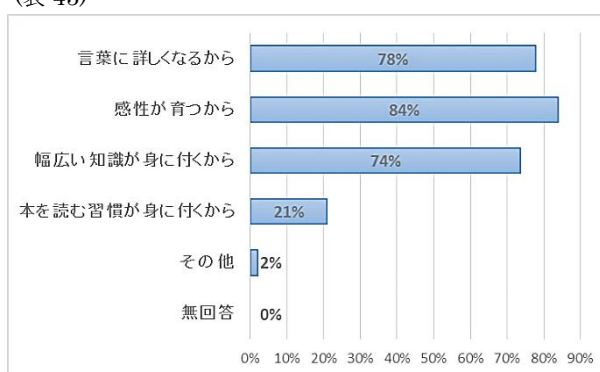
問2-2 問2で①、②と答えた方にお聞きします。お子さんが本を読む（読み聞かせも含む）ことは大切・どちらかといえば大切と考えられる理由はなんですか？

（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

- ① 言葉に詳しくなるから
- ② 感性が育つから
- ③ 幅広い知識が身に付くから
- ④ 本を読む習慣が身に付くから
- ⑤ その他

問2で「①大切だと思う」「②どちらかといえば大切だと思う」と回答した方に理由を尋ねたところ、最も多い回答は、「感性が育つから（84%）」となり、「①言葉に詳しくなるから（78%）」「③幅広い知識が身に付くから（74%）」と続く。「④本を読む習慣が身に付くから」については21%である。（表45）

（表 45）



その他…書くことにも有る程度影響すると思う

表現力を高めることができる

論理的思考を身に付けることができる

推察する力を養う

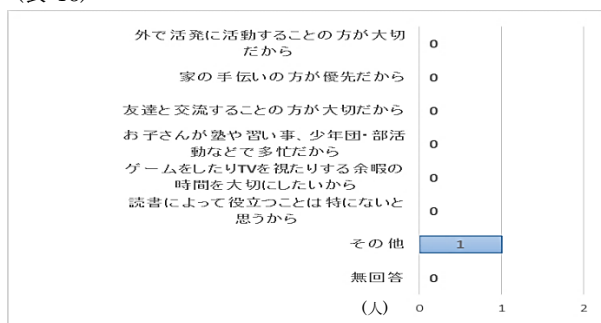
問2-3 問2で③、④と答えた方にお聞きします。お子さんが本を読む（読み聞かせも含む）ことはどちらかといえば大切だと思わない・大切だとは思わないと考えられる理由はなんですか？

（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

- ① 外で活発に活動することの方が大切だから
- ② 家の手伝いの方が優先だから
- ③ 友達と交流することの方が大切だから
- ④ お子さんが塾や習い事、少年団・部活動などで多忙だから
- ⑤ ゲームをしたりTVを視たりする余暇の時間を大切にしたいから
- ⑥ 読書によって役に立つことは特にないと思うから
- ⑦ その他

問2で「③どちらかといえば大切だと思わない」「④大切だとは思わない」と回答した方に理由を尋ねたところ、「その他」の選択であるが、具体的な記述は無い。  
(表 46)

(表 46)



問3 あなたはお子さんに絵本等の読み聞かせをしていましたか？(していますか？) (あてはまるもの1つに○をつけてください。)

- ① ほとんど毎日読み聞かせをしていた
- ② 2日～3日に1回程度読み聞かせをしていた
- ③ 1週間に1回程度読み聞かせをしていた
- ④ 1か月に1回程度読み聞かせをしていた
- ⑤ 年に1回～6回程度読み聞かせをしていた
- ⑥ まったく読み聞かせをしていなかった

【全体集計】

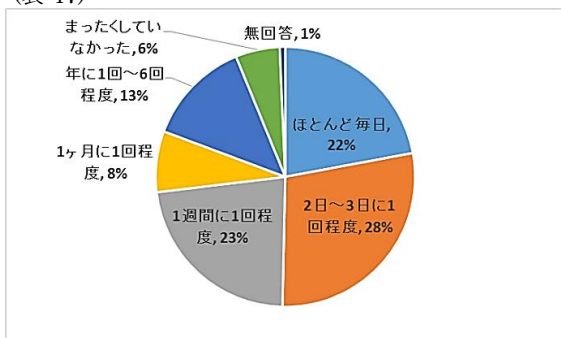
「2日～3日に1回程度(28%)」が最も多く、「1週間に1回程度(23%)」、「ほとんど毎日(22%)」と続く。(表 47)

【クロス集計(問3・問5)】

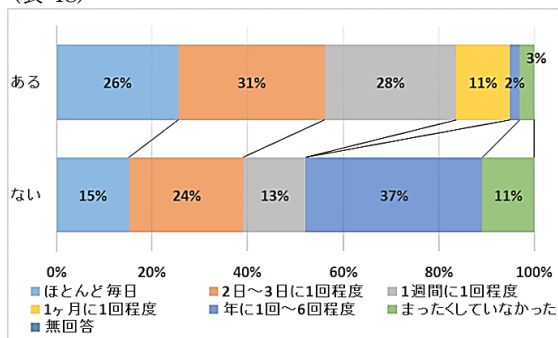
保護者自身が幼少期に家族から本(絵本)を読んでもらったことが「ある」と回答した群と「ない」と回答した群のお子さんへの読み聞かせの頻度

保護者自身が幼少期に家族から本(絵本)を読んでもらったことが「ある」と回答した群の方が、「ない」と回答した群よりも読み聞かせの頻度が高い傾向にある。(表 48)

(表 47)



(表 48)

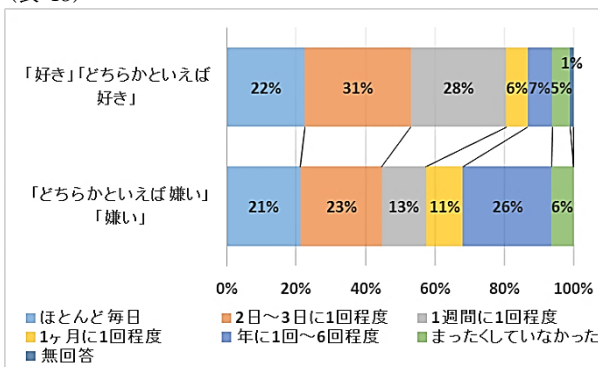


【クロス集計（問1・問3）】

お子さんが読書を「好き」「どちらかといえば好き」と回答した群と「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と回答した群のお子さんへの読み聞かせの頻度

「1週間に1回程度」以上読み聞かせをしていた（している）と回答した割合について比較すると、お子さんが読書を「好き」「どちらかといえば好き」の群では81%であるのに対し、「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の群では57%となり、好き」「どちらかといえば好き」の群の方が読み聞かせの頻度が高い傾向にあることが伺える。（表49）

（表49）



問4 あなた自身やお子さんが読む本はどのようにして手に入れていますか？（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

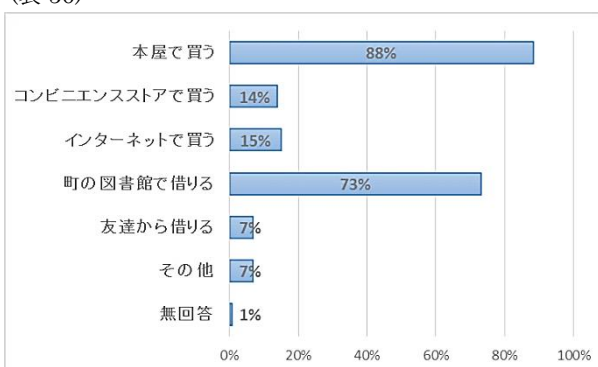
- ① 本屋で買う
- ② コンビニエンスストアで買う
- ③ インターネットで買う
- ④ 町の図書館で借りる
- ⑤ 友達から借りる
- ⑥ その他

本の入手方法については、「本屋で買う（88%）」「町の図書館で借りる（73%）」の回答が多い。

また、その他では、定期購読の利用などの記述が見られる。

（表50）

（表50）



その他…自分の本、定期購読（毎月2～3冊届く）

月間購読

古本屋で購入

祖父から本をもらう



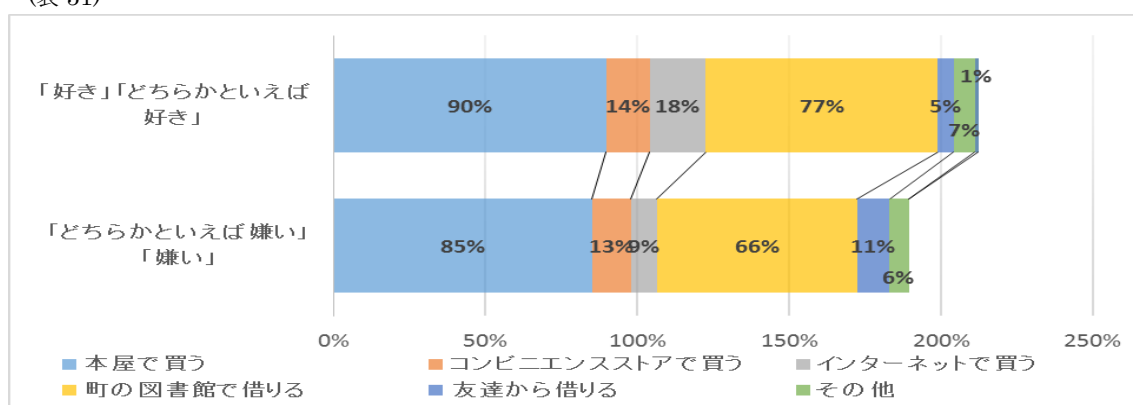
クリスマスや誕生日などのプレゼントでいただく  
 実家にあったもの  
 学校の図書室から借りる  
 幼稚園の本

【クロス集計（問1・問3）】

お子さんが読書を「好き」「どちらかといえば好き」と回答した群と「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と回答した群の本の入手方法

お子さんが読書を「好き」「どちらかといえば好き」の群の方が、「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の群よりも、多様な方法で本を入手している傾向が伺える。（表51）

（表51）

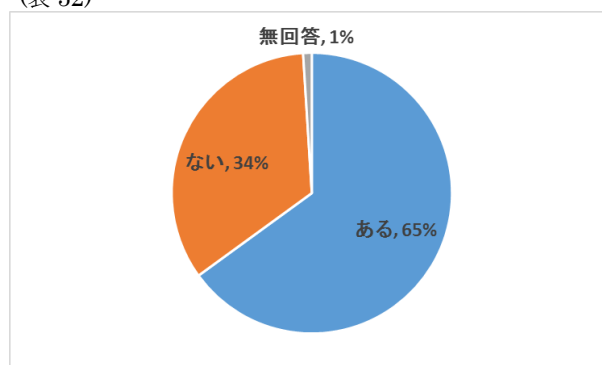


問5 あなた自身が、幼少の時にご家族の方から本（絵本）を読んでもらったことはありますか？（あてはまるもの1つに○をつけてください。）

- ① ある
- ② ない

保護者自身が幼少期に本を読んでもらった経験については、「ある（65%）」「ない（34%）」であり、「ある」の回答が「ない」を上回る。（表52）

（表52）



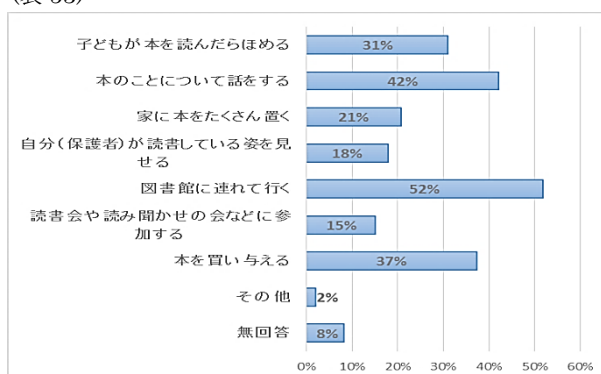
問6 あなたが子どもの読書活動を推進するためにしている、あるいはしていたことは何ですか？

(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- ① 子どもが本を読んだらほめる
- ② 本のことについて話をする
- ③ 家に本をたくさん置く
- ④ 自分(保護者)が読書している姿を見せる
- ⑤ 図書館に連れて行く
- ⑥ 読書会や読み聞かせの会などに参加する
- ⑦ 本を買い与える
- ⑧ その他

子どもの読書活動推進のためにしている(していた)取組については、「図書館に連れて行く(52%)」が最も多く、以下「本のことについて話をする(42%)」「本を買い与える(37%)」と続く。(表53)  
その他…紙芝居をした  
読みきったらおこづかいをあげている

(表53)

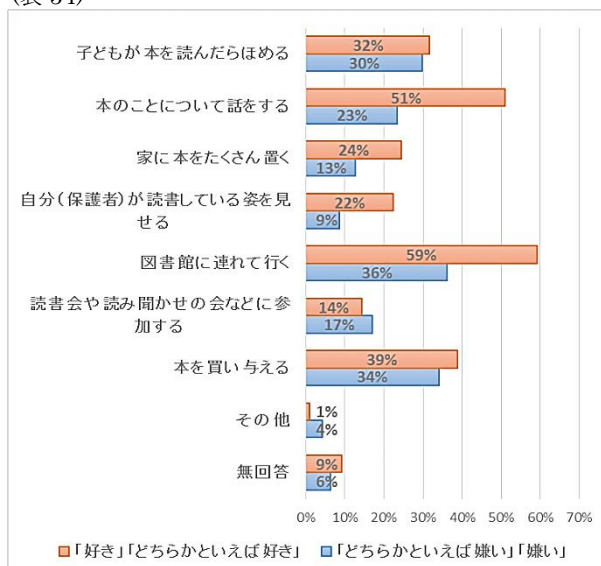


【クロス集計(問1・問6)】

お子さんが読書を「好き」「どちらかといえば好き」と回答した群と「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と回答した群の子どもの読書活動推進のための取組

取組の差が最も多いのは、「本のことについて話をする」で28%の差が見られ、次に多いのは、「図書館に連れて行く」の23%となり、いずれも読書を「好き」「どちらかといえば好き」の群の方が高い割合を示している。(表54)

(表54)



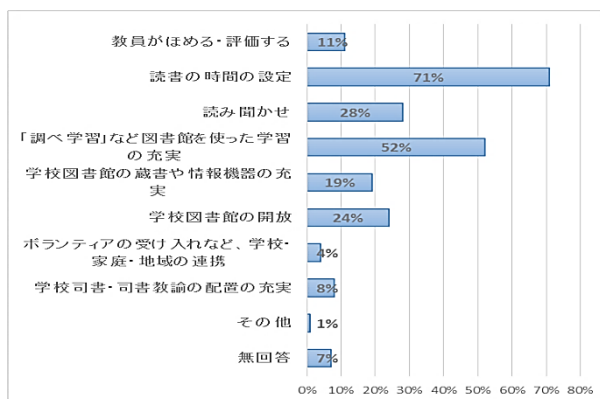
問7 あなたは、子どもの読書活動を進めるために必要なことは何だと思えますか。

(1) 学校での活動 (あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- ① 教員がほめる・評価する
- ② 読書の時間の設定
- ③ 読み聞かせ
- ④ 「調べ学習」など図書館を使った学習の充実
- ⑤ 学校図書館の蔵書や情報機器の充実
- ⑥ 学校図書館の開放
- ⑦ ボランティアの受け入れなど、学校・家庭・地域の連携
- ⑧ 学校司書・司書教諭の配置の充実
- ⑨ その他

(表 55)

学校の活動で必要だと思うことについては、「読書の時間の設定 (71%)」が最も割合が高く、以下『「調べ学習」など図書館を使った学習の充実 (52%)』『「読み聞かせ (28%)』『「学校図書館の開放 (24%)』と続く。(表 55)



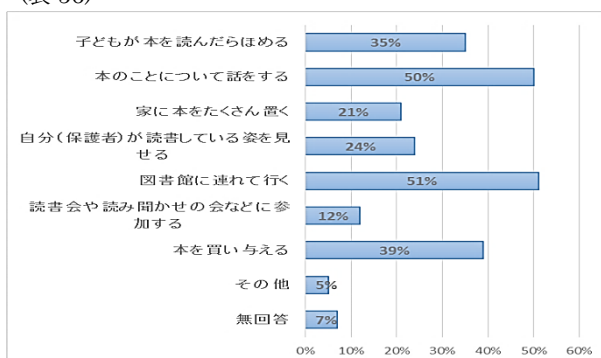
その他…おもしろい本の紹介

(2) 家庭での活動 (あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- ① 子どもが本を読んだらほめる
- ② 本のことについて話をする
- ③ 家に本をたくさん置く
- ④ 自分 (保護者) が読書している姿を見せる
- ⑤ 図書館に連れて行く
- ⑥ 読書会や読み聞かせの会などに参加する
- ⑦ 本を買い与える
- ⑧ その他

(表 56)

家庭での活動で必要だと思うことについては、「図書館に連れて行く (51%)」が最も割合が高く、以下「本のことについて話をする (50%)」「本を買い与える (39%)」と続く。



(表 56)

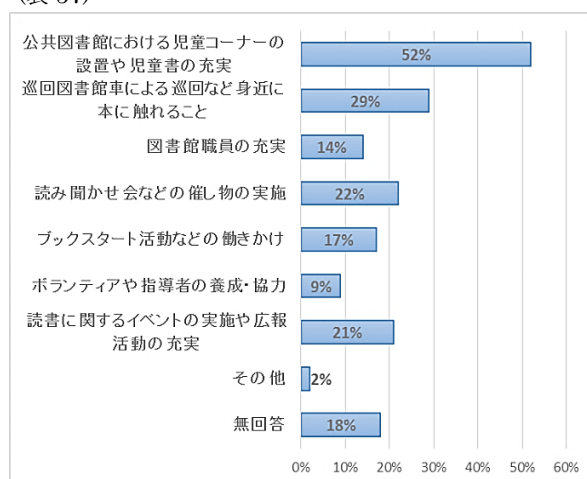
- その他…子どもが小さい頃から本を読む習慣をつけさせる
- 本を好きになる事
- どんな本に興味があるのか把握する
- 読みきったらおこづかいをあげている
- 自分が読んで面白かった本をすすめる

(3) 地域での活動 (あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- ① 公共図書館における児童コーナーの設置や児童書の充実
- ② 巡回図書館車による巡回など身近に本に触れさせること
- ③ 図書館職員の充実
- ④ 読み聞かせ会などの催し物の実施
- ⑤ ブックスタート活動などのはたらきかけ
- ⑥ ボランティアや指導者の養成・協力
- ⑦ 読書に関するイベントの実施や広報活動の充実
- ⑧ その他

地域での活動で必要だと思うことについては、「公共図書館における児童コーナーの設置や児童書の充実 (52%)」が最も割合が高く、以下「巡回図書館車による巡回など身近に本に触れさせること (29%)」「読み聞かせ会などの催し物の実施 (22%)」「読書に関するイベントの実施や広報活動の充実 (21%)」と続く。(表 57)

(表 57)



その他…書店の利用

ほとんどの取組を豊頃町ではやっていると思う

問8 子どもの読書活動についての意見など、何でも自由に記入してください。

- 基本的に読書の嫌いな人は、じっとしているのが嫌いなのだと思います。私もそうですが、本を読む時間があるのなら（じっとしている時間があるのなら）体を動かして、何かを作ったり、スポーツをしたりして、大いに動き回って欲しいです。頭の中では、読書によって、知識を広げ、考え方、想像力の拡大等、良い点がいっぱいある事は、わかるのですが、その時は「なるほど・・・と納得します』しかし、時間の経過とともに忘れてしまいます。その点、体で覚えた事はいつまでも忘れません。子どもは、元気に外で遊び回って欲しいです。理想は晴耕雨読なのですが・・・。
- 自分が小学生の頃、図書室が大好きだったのですが、古い校舎で、図書室が増築した部分で、なにか秘密基地みたいだったのを覚えています。そのおかげで、今もなお本が大好きなんですけど・・・。やはり、本を好きになるには、誰かに言われて好きになる訳ではないので、何かきっかけがないと駄目だと思います。そのきっかけが、イベントやその学年にあった図書の充実だと思われます。あと、その本のちょっとした中身があると、読んでみようと思うのではないのでしょうか？本好きな子どもが増えることを願っています。
- 読書に興味を持ってほしいですが、今の時代色々他に興味があり、なかなかゆっくり本を読むことは難しそうです。夏休み、冬休みの長期休みの読書感想文は大変だと思いますが、大事だと思います。
- 少年団、部活、習い事などで日々忙しくしている中で読書をしてくれる様にするのは本人が自覚しないと難しいのではないのでしょうか。児童書に限らず文芸、小説でも数年前に入った本でも一度も開かれて読まれた様子がない本もたくさんある様です。とてももったいないと思いました。ラジオを聴いていると、おすすめの本のコーナーでタイトルを聞くとやはり読みたくなります。実際、図書館で見つけて読みました。小、中学生は、やはり「はやりもの」、TVなどの影響が大きいので、古すぎる本ばかりだと関心を持ってくれないと感じます。
- 子どもが読みたいと思う本を大人が与えていけば自然と読書する習慣が身につくと思います。スタートはマンガでも雑誌でも良いと思います。我が家はそうして皆読書が趣味で空いている時間は毎日、それぞれ好みの本を

選んで読書を楽しんでいます。

- 子どもが小さければ読み聞かせ会などは良いと思います。
- いくら働きかけをしても、読む子は読むし、読まない子は読まないと思います。
- なかなか家では、本を読むことがないので子どもが興味のある本と一緒に見つけ（探して）読んでくれるといいなと思っています。
- 本を一生懸命読むのは良いことなのですが、熱中しすぎて他のことをやらなくなったりするので、困ることも多々あります。（ゲームにのめり込むよりはいいかなとも思うのですが・・・）時間を意識して普段の生活に支障のないように読書ができるようになってほしいと思います。
- 地域や学校からの働きかけは無意味とは言えないが、スタート地点としては遅いと思う。乳幼児の頃からの読み聞かせが効果的だと思う。子どもが本を嫌いにならないためには、マンガでも内容の薄い本でも、読んでいるときに否定しないことが必要だと思う。
- 身近な人が読んで、「この本おもしろかったよ」とすすめられた本があると読んでみたいなあと思うので、上の子どもには小学校の中学年くらいから、自分が読んでおもしろかった本をすすめたり、興味がありそうなスポーツの本とかで、なんとか本を読むきっかけを作りました。ただ、本を読んだらいいよとか本を読みなさいとかの声かけだけでは、ゲームやテレビには勝てず、本を手にするこすらしませんでした。今では、自分で本を買って読むほどになりました。今は下の子もなかなか“物語”のような本を読まないなので、これから少しずつ、本を読む楽しさとかを伝えて、本を読む子になってくれればいいなあと思っています。
- 最近はタブレットなどの電子機器が身近にあるので、本を読むことが自分を含めて少なくなっているのでは、何か本を好きになれる事ができればと思います。
- 映画を見た後、本を買うこともあるので学校やえる夢館などでDVDなどを見るのも良いのかも。実話とかは興味あるかも。

- ・我が家は3人子どもがいますが、皆暇さえあれば読書しています。両親も読書が趣味で、父は今でも毎日、母は昔、町の図書館の本を読み尽くしました。本は楽しいものです。「読書は大切」「たくさん本を読むと・・・」と良い効果をならべるのではなく、楽しさを教え、共感していけば自然に伝わるものだと実感しています。まずは、マンガでも何でも「読みたい」の気持ちを大切に伸ばしていけば良いと思います。世の中には、我が家族が読みたい本であふれています。とてもうれしく恵まれていると感じています。
- ・夏休みの読書感想文がとても良いと思います。本を読むだけでなく、内容や主人公の気持ちなど色々考えられるので、読書に対して一生懸命取り組んでいます。おもしろい本に出会えると、本好きになれるので、子どもが好きそうな本を探すことが難しいですが、頑張っています。
- ・我が子たちは本好き、読書好きなので・・・。ブックカフェや書店があればうれしいですし、朗読会や製本体験などあったらやってみたいことはあります。町から子どもたちにいただける副賞のような物は図書カードに統一で良い気がします。我が家ではTVゲーム、DS等のゲーム、スマホ、タブレットは一切なく（使用させず）、TVの視聴もかなり制限しています。なので空いた時間は「本」となっていますが、ゲームやTVの手軽さ、楽しさをすでに知っている子どもたちは周りから強要されても読書好きになるのは難しいかな・・・と感じます。全ては自分が本が必要だというきっかけに気付くタイミングかなと・・・。

### 3 幼児の読書活動に関する保護者アンケート調査結果

(平成 29 年 8・9 月実施)

- 調査対象 茂岩保育所、大津保育所に在籍する幼児保護者  
子育て支援センター利用保護者
- 回答した保護者数 36 人
- 留意点 調査結果におけるパーセント表示は小数第一位を四捨五入して整数で表示しているため、合計が 100% とならないことがある。

問 1 お子さんは読み聞かせが好きですか？

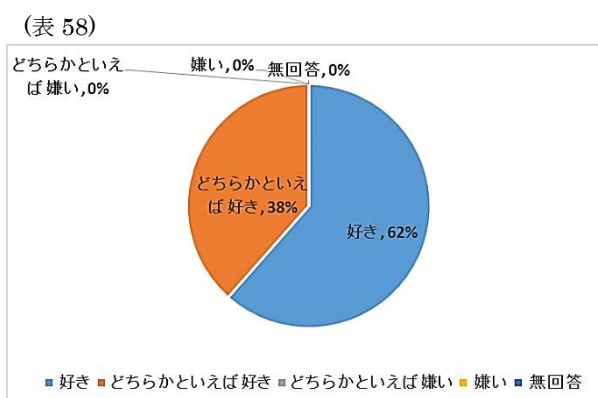
(あてはまるもの 1 つに○をつけてください。)

- ① 好き
- ② どちらかといえば好き
- ③ どちらかといえば嫌い
- ④ 嫌い

#### 【全体集計】

「好き (62%)」「どちらかといえば好き (38%)」合わせて 100% となる。「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の回答はない。

(表 58)



問 1 - 1 どちらかといえば嫌い・嫌いの理由があれば教えてください。

(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- ① 他の遊びの方が楽しそうだから
- ② 絵本には興味をしめさないから
- ③ その他

#### 【全体集計】

問 1 で「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の回答は無い。



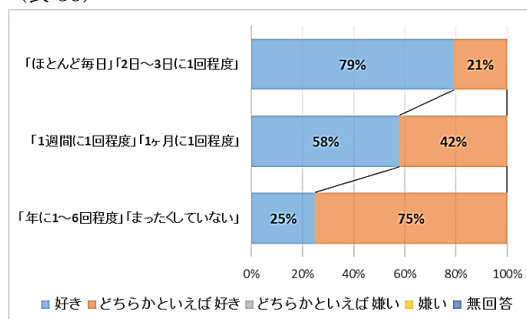
【クロス集計（問1・問3）】

読み聞かせの頻度の違いによるお子さんの読み聞かせの愛好度

(表 59)

読み聞かせの頻度が多いほど、読み聞かせを「好き」と回答する割合が高く、少ないほど「どちらかといえば好き」の割合が高くなる傾向が見られる。

(表 59)



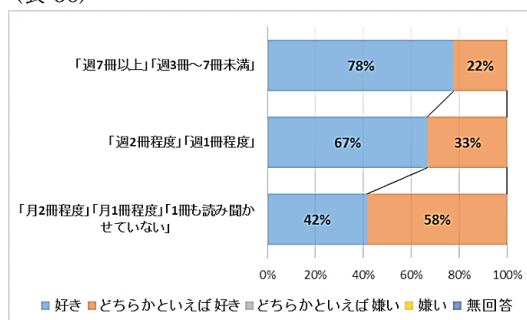
【クロス集計（問1・問4）】

読み聞かせた冊数の違いによるお子さんの読み聞かせの愛好度

(表 60)

読み聞かせた冊数が多いほど、読み聞かせを「好き」と回答する割合が高く、少ないほど「どちらかといえば好き」の割合が高くなる傾向が見られる。

(表 60)



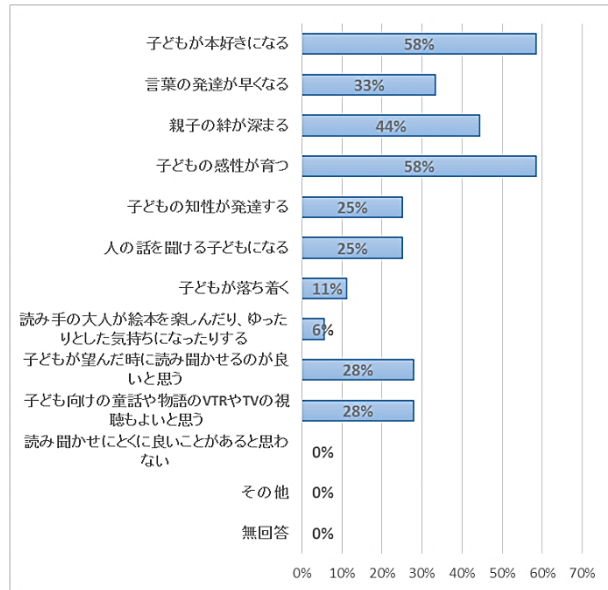
問2 お子さんへの読み聞かせについてどのような考えをもっていますか？

(あてはまるもの主なもの3つ以内に○をつけてください。)

- ① 子どもが本好きになる
- ② 言葉の発達が早くなる
- ③ 親子の絆が深まる
- ④ 子どもの感性が育つ
- ⑤ 子どもの知性が発達する
- ⑥ 人の話を聞ける子どもになる
- ⑦ 子どもが落ち着く
- ⑧ 読み手の大人が絵本を楽しんだり、ゆったりとした気持ちになったりする
- ⑨ 子どもが望んだ時に読み聞かせるのが良いと思う
- ⑩ 子ども向けの童話や物語のVTRやTVの視聴も良いと思う
- ⑪ 読み聞かせにとくに良いことがあると思わない
- ⑫ その他

(表 61)

最も多い回答は、「子どもが本好きになる (58%)」「子どもの感性が育つ (58%)」となり、「親子の絆が深まる (44%)」「言葉の発達は早くなる (33%)」と続く。  
(表 61)



問3 お子さんに読み聞かせをどのくらいしていますか？

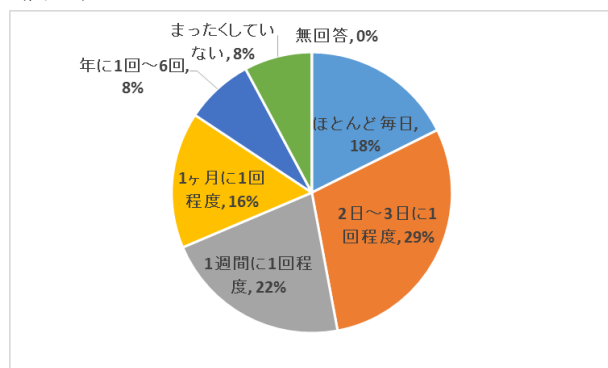
(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

- ① ほとんど毎日読み聞かせをしている
- ② 2日～3日に1回程度読み聞かせをしている
- ③ 1週間に1回程度読み聞かせをしている
- ④ 1か月に1回程度読み聞かせをしている
- ⑤ 年に1回～6回程度読み聞かせをしている
- ⑥ まったく読み聞かせをしていない

【全体集計】

最も多い回答は、「2日～3日に1回程度 (29%)」となり、以下、「1週間に1回程度 (22%)」「ほとんど毎日 (18%)」と続く。(表 62)

(表 62)



問3-2 問3で④、⑤、⑥と答えた方にお聞きします。その理由としてどのようなことが考えられますか？

【お子さんの状況からあてはまるもの2つまでお答えください。】

- ① お子さんが習い事などに興味を持っているから
- ② お子さんが友達と遊びや他の遊びの方が楽しそうだから
- ③ 絵本には興味を示さないから
- ④ その他

問3で④、⑤、⑥と答えた16人に理由を尋ねたところ、「お子さんが友達との遊びや他の遊びの方が楽しそうだから(8人)」で、次に「その他(6人)」と続く。

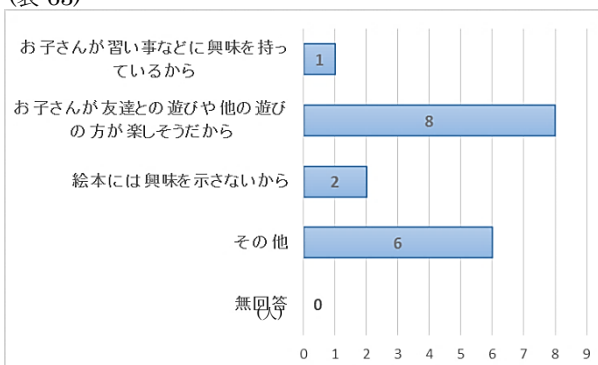
(表 63)

その他…自分で読むから  
月齢の関係

読んで欲しい時に本を持って来るから

家では読んでもらうより、自分でページをめくってしまったり、もしくは他の遊びに興味がある様子

(表 63)



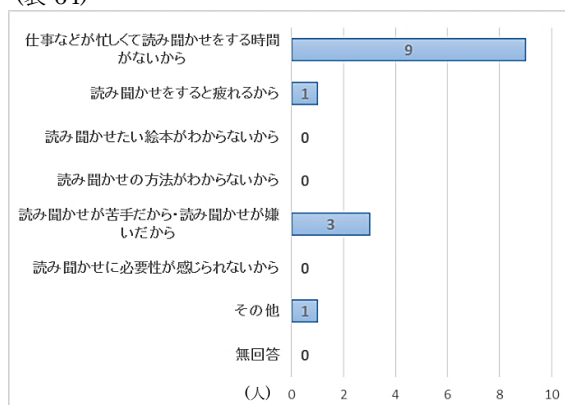
【保護者の状況からあてはまるもの2つまでお答えください。】

- ① 仕事などが忙しくて読み聞かせをする時間がないから
- ② 読み聞かせをすると疲れるから
- ③ 読み聞かせたい絵本がわからないから
- ④ 読み聞かせの方法がわからないから
- ⑤ 読み聞かせが苦手だから・読み聞かせが嫌いだから
- ⑥ 読み聞かせに必要性が感じられないから
- ⑦ その他

問3で④、⑤、⑥と答えた16人に理由を尋ねたところ、「仕事などが忙しくて読み聞かせをする時間がないから(9人)」で、次に「読み聞かせが苦手だから・読み聞かせが嫌いだから(3人)」と続く。(表 64)

その他…読んでも聞かない

(表 64)



問4 この1年間に平均すると何冊程度の読み聞かせをしましたか？(あてはまるものすべてに○をつけてください。)(同じ本を何回も読んでいる場合もその回数を冊数に数えてください。)

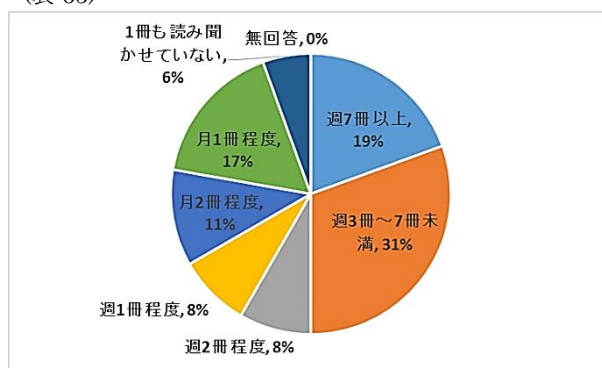
- ① 週7冊以上
- ② 週3冊～7冊未満
- ③ 週2冊程度
- ④ 週1冊程度
- ⑤ 月2冊程度
- ⑥ 月1冊程度
- ⑦ 1冊も読み聞かせをしていない

【全体集計】

最も多い回答は、「週3冊～7冊未満(31%)」となり、以下、「週7冊以上(19%)」「月1冊程度(17%)」「週1冊程度(8%)」と続く。

(表65)

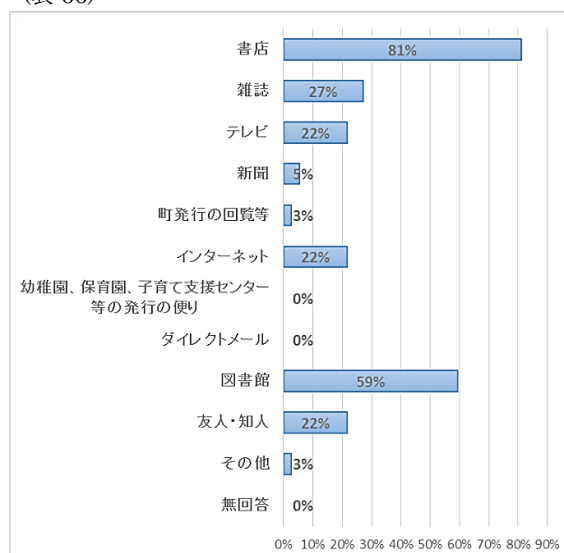
(表65)



問5 日頃、お子さんの図書(本)に関する情報はどこから得ていますか？(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- ① 書店
- ② 雑誌
- ③ テレビ
- ④ 新聞
- ⑤ 町発行の回覧等
- ⑥ インターネット
- ⑦ 幼稚園、保育園、子育て支援センター等発行の便り
- ⑧ ダイレクトメール
- ⑨ 図書館
- ⑩ 友人・知人
- ⑪ その他

(表66)



最も多い回答は、「書店(81%)」で、次に「図書館(59%)」「雑誌(27%)」と続く。(表66)

問6 あなたが子どもの読書活動を推進するためにしている、あるいはしていたことは何ですか？

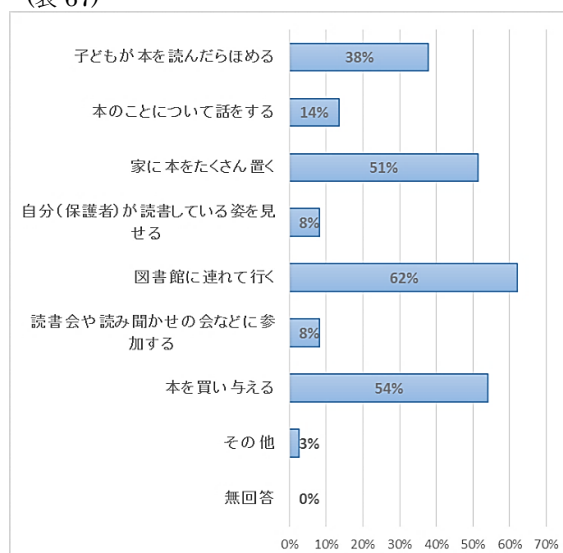
(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- ① 子どもが本を読んだらほめる
- ② 本のことについて話をする
- ③ 家に本をたくさん置く
- ④ 自分(保護者)が読書している姿を見せる
- ⑤ 図書館に連れて行く
- ⑥ 読書会や読み聞かせの会などに参加する
- ⑦ 本を買い与える
- ⑧ その他

子どもの読書活動推進のためにしている(していた)取組については、「図書館に連れて行く(62%)」が最も多く、以下「本を買い与える(54%)」「家に本をたくさん置く(51%)」と続く。(表67)

その他…子どもが読みたくなつた時に読んであげる

(表67)



問7 あなたは、子どもの読書活動を進めるために必要なことは何だと思えますか。

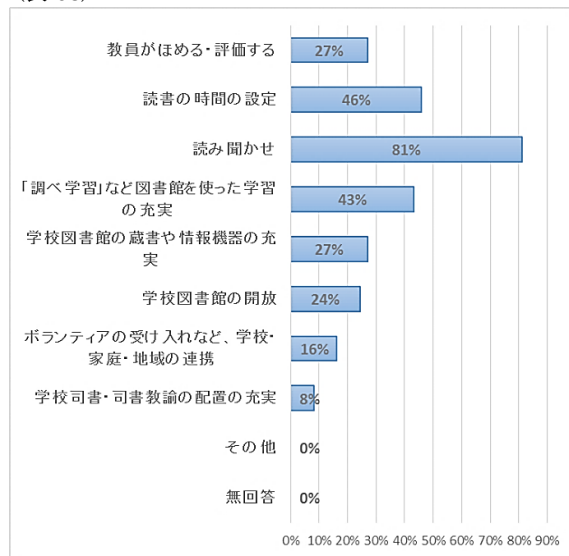
(1) 学校での活動(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- ① 教員がほめる・評価する
- ② 読書の時間の設定
- ③ 読み聞かせ
- ④ 「調べ学習」など図書館を使った学習の充実
- ⑤ 学校図書館の蔵書や情報機器の充実
- ⑥ 学校図書館の開放
- ⑦ ボランティアの受け入れなど、学校・家庭・地域の連携
- ⑧ 学校司書・司書教諭の配置の充実
- ⑨ その他

学校の活動で必要だと思うことについては、「読み聞かせ（81%）」が最も割合が高く、以下「読書の時間の設定（46%）」「調べ学習」など図書館を使った学習の充実（43%）」と続く。（表 68）

その他…おもしろい本の紹介

（表 68）

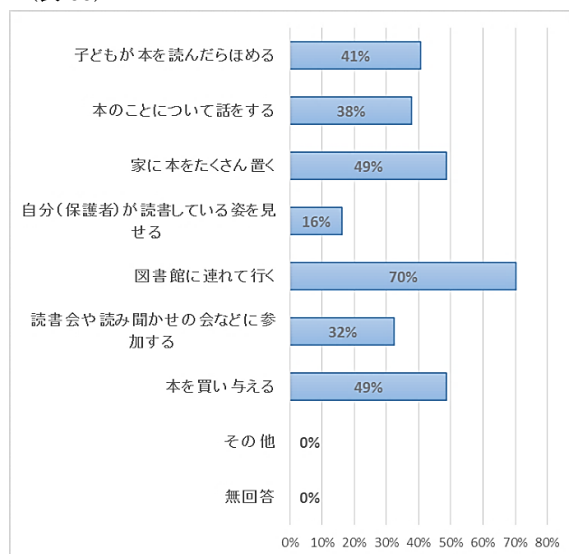


（2）家庭での活動（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

- ① 子どもが本を読んだらほめる
- ② 本のことについて話をする
- ③ 家に本をたくさん置く
- ④ 自分（保護者）が読書している姿を見せる
- ⑤ 図書館に連れて行く
- ⑥ 読書会や読み聞かせの会などに参加する
- ⑦ 本を買い与える
- ⑧ その他

家庭での活動で必要だと思うことについては、「図書館に連れて行く（70%）」が最も割合が高く、以下「家に本をたくさん置く（49%）」「本を買い与える（49%）」と続く。（表 69）

（表 69）

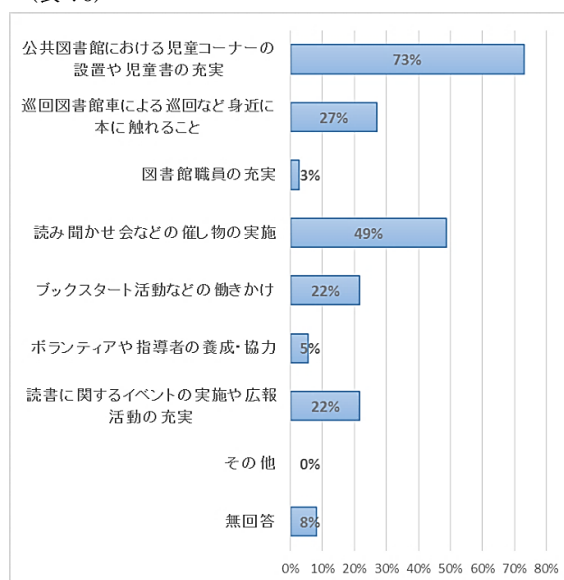


(3) 地域での活動（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

- ① 公共図書館における児童コーナーの設置や児童書の充実
- ② 巡回図書館車による巡回など身近に本に触れさせること
- ③ 図書館職員の充実
- ④ 読み聞かせ会などの催し物の実施
- ⑤ ブックスタート活動などのはたらきかけ
- ⑥ ボランティアや指導者の養成・協力
- ⑦ 読書に関するイベントの実施や広報活動の充実
- ⑧ その他

(表 70)

地域での活動で必要だと思うことについては、「公共図書館における児童コーナーの設置や児童書の充実（73%）」が最も割合が高く、以下「読み聞かせ会などの催し物の実施（49%）」「巡回図書館車による巡回など身近に本に触れさせること（27%）」「読書に関するイベントの実施や広報活動の充実（22%）」と続く。（表 70）



問8 子どもの読書活動についての意見など、何でも自由に記入してください。

- ・図書館で読み聞かせ会をして頂ければ利用したい。
- ・読む子は読むし、読まない子は読まない。興味の問題だと思います。
- ・本を借りるときに（図書館で）感想文だと大げさなので、感想をポストみたいのに（えるむちゃんポスト）入れて、発表するなどしてみてもどうでしょうか。絵本を借りるとパズルを1個はめられて、完成すると子どもの好きな絵になるなど楽しいことをする。
- ・家ではなかなか時間がなく読み聞かせをできていないですが、子どもたちが本を好きになって自発的に読みたいと思えたら良いなと思っています。

- 地域・学校の協力でたくさん読んでもらえたら助かります。僻地に定期的に図書館バスが来たら嬉しいです。
- 読書が好きになるには、子どもが何に興味を持つかによると思います。知りたいことが見つければ、自然と読書が好きになるのではと考えているので、子どもが何に関心を持つのか、よく見ていきたいと思っています。
- わんぱく広場でも本の読み聞かせをして欲しいです。手遊びや読み聞かせを充実して欲しい。
- 図書館を時々利用しますが、本が破れていたりして残念、職員もPCばかり見ている暗い所と思いました。豊頃には老人には手を掛けるけど、子どもたちにはほとんど手を掛けていない印象なので、今回のアンケートは図書、読書に関してのものですが、子育てしやすい町づくりをして欲しいです。図書館も茂岩の山の所だけでは、豊頃駅方面の人間には散歩のついでにも行けません。駅方面にも（コミセンとかに）図書館的な物が欲しい。



#### 4 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

##### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

##### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

##### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

##### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 5 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

### (目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### (基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の<sup>かん</sup>涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の<sup>かん</sup>涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の<sup>かん</sup>涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 6 図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正：同二九年五月三十一日同第四一号

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
  - イ 司書補の職
  - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
  - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
  - 一 司書の資格を有する者
  - 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により



大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。  
2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対

する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

- 2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

### (設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

### 第十一条及び第十二条 削除

### (職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

### (図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### (入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

## 第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

## 第三章 私立図書館

## 第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

(略)

## 7 学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

最終改正：同二七年六月二四日同第四六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。 )及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。 )において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。 )を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。))をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則

(略)

# 豊頃町子どもの読書活動推進計画

平成31年 3月 発行

発行・編集 豊頃町教育委員会

問 合 せ 〒089-5392

北海道中川郡豊頃町茂岩本町 166 番地（豊頃町える夢館内）  
豊頃町図書館

TEL 015-579-5802（直通）

FAX 015-579-5804

H P <http://www.toyokoro.jp>